

令和元年11月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(ネ)第1348号 慰謝料請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成29年(ワ)第28162号)

口頭弁論終結日 令和元年9月19日

5

判 決

東京都江東区塩浜2-13-8

控 訴 人	江 添 亮
同訴訟代理人弁護士	清 水 勉
同	出 口 か お り
同	堀 敏 明

10

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 控 訴 人	東 京 都
同 代 表 者 知 事	小 池 百 合 子
同 指 定 代 理 人	石 澤 泰 彦
同	鶴 岡 亮
同	高 橋 賢 二
同	瀬 川 隼 人

15

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、165万円及びこれに対する平成29年7月3日
25 日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、警視庁に所属する警察官らから違法な職務質問及び所持品検査を受けたと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償（慰謝料150万円、弁護士費用15万円の合計165万円）及びこれに対する平成29年7月3日（違法な行為の日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求を全部棄却したところ、控訴人が控訴した。

2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、3のとおり加除訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」2から4まで（原判決2頁4行目から6頁1.2行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3(1) 原判決2頁7行目ないし8行目の「勤務する」の次に「昭和61年生まれの」を、10行目の「3日」の次に「(月曜日)」をそれぞれ加える。

(2) 原判決4頁6行目の末尾に「控訴人が本件店舗に入ろうとしたことや、本件店舗の店員に対して110番通報をして警察を呼んでほしい旨述べたことも、警職法2条1項の不審事由に当たらない。」を加え、その次に改行の上、次のとおり加える。

「警職法2条1項の要件を満たさない場合に、警察官が通行人に声を掛けてはならないということではないが、警察法2条1項に基づく任意活動として警察官が街頭で質問をすることが許されるのは、不審事由をうかがわせる一定の合理的事情がある者に対して、停止・質問のような程度に至らない態様（一応聞くだけで説得等を行わないなど、実質的に相手に与える不利益の少ない態様）で行うごく短時間の声掛け程度に限られるのであって、本件の場合にはこれに当たらない。」

(3) 原判決4頁19行目の「職務質問が」から20行目の「震わせていた」までを「警察官の声掛けに対して、手を小刻みに震わせながら職務質問を拒否した」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、2のとおり加除訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1から4まで（原判決6頁14行目から14頁10行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2(1) 原判決6頁23行目の「乗車し、」の次に「自身は左側の助手席に座って」を加え、25行目の「(「晴海通り」)を銀座方面から月島方面に向けて」を「(「晴海通り」)の銀座方面から月島方面に向かう第一車線を」に、7頁4行目の「やや大きめの」を「ラップトップコンピュータやその周辺機器を収納してかなり重くなった大きめの」にそれぞれ改め、7頁8行目の「井上巡查部長は、」の次に「控訴人が帽子を目深にかぶり、うつむいて下を向いて歩いている様子を見て不審に思い、」を加え、21行目の「求め続けた」を「求めるなどし、結局、控訴人と井上巡查部長らはその場で10分間程度会話した」に改め、22行目の冒頭に「その間に、」を加え、26行目の「説明した。」を「説明し、控訴人は徒歩で出勤する途中で、勤務先は東銀座にあることも説明した。そして、控訴人は、憲法に令状主義が規定されていることや警職法に職務質問の要件が規定されていることを知っていたので、井上巡查部長らに対し、令状があるなら見せてほしいなどと述べ、また、職務質問を行う相当な理由があるのか尋ねた。これに対し、井上巡查部長らは、控訴人が帽子を目深にかぶり、うつむいて下を向いて歩いていたことを理由に挙げ、薬物中毒者にみられる挙動であることなどを説明したところ、控訴人は、その説明に疑問を呈し、井上巡查部長らに対し、医師免許を持っているのかなどと述べた。さらに、控訴人は、井上巡查部長らに対し、直前に付近で事件が起こって犯人が逃走中で所持品を調べれば犯人かどうか分かるというような事情があるのかなどと尋ねたが、井上巡查部長らは、そのような事情はない旨答えた。」に改める。

(2) 原判決8頁2行目から4行目までを次のとおりに改める。

「(3) 控訴人は、事情によっては自発的に本件リュックの中身を見せてもよいと考えて上記のようなやり取りをしていたが、10分間程度会話したところで、更にやり取りを続ける必要はないと考えて勤務先に向かうことにし、
5 前に立っていた警察官の前に出て、銀座方面に向けて立ち去ろうとした。突然の動きに対し、井上巡査部長らは、控訴人の前方に回り込んで、控訴人が前進しようとするのを制止した。」

(3) 原判決8頁19行目の「体に手を触れられながら」を「背中に手を添えるような形で」に、21行目の「促され、」を「促されたところ、これに応じて」
10 に、9頁15行目の「着衣には刃物等の危険品等が入っていないものと判断し」を「着衣内に危険物ないし禁制品が入っていることはいかがわらず」にそれぞれ改める。

(4) 原判決9頁20行目から13頁21行目までを次のとおりに改める。

「(1) 警察法2条1項は、警察の責務について、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」と定めている。これを受けて、警職法は、警察官が上記の責務を果たすために必要な手段を定めており、その一つとして、警職法2条1項は、職務質問について、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている者と認められる者を停止させて質問することができる。」と定めている。

上記のとおり、警察法2条1項が犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持を警察の責務として定めていることに照らすと、犯罪の予防等に必要
25 な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容

されるべきものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるべきものではなく、特別の根拠規定がなければ許容されない強制手段の程度に至らない有形力の行使であっても、必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などをも考慮した上、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである（最高裁判所昭和50年（あ）第146号同51年3月16日第三小法廷決定・刑集30巻2号187頁，最高裁判所昭和52年（あ）第1435号同53年6月20日第三小法廷判決・刑集32巻4号670頁，最高裁判所昭和53年（あ）第1717号同55年9月22日第三小法廷決定・刑集34巻5号272頁参照）。

警職法2条1項は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている者と認められる者について、強制手段の程度に至らない有形力の行使を伴う態様により、停止させて質問することができることを明らかにした規定であると解され、その趣旨に鑑みると、同項の規定に該当するときであっても、実質的に身柄の拘束や答弁の強要に当たるような態様に及ぶことは許されないし、同項の規定に該当しないときには、警察官が警ら活動上必要かつ相当な範囲で人を停止させて質問することが禁止されるわけではないものの、その場合に必要かつ相当なものとして許容される行為の態様は、より限定的なものにとどまると解するのが相当である。

(2) 前記認定事実及び証拠（乙2，証人井上）によれば、井上巡查部長は、警ら活動中に、乗車していたパトカーの車中から、銀座方面に向かい歩行中の控訴人の姿を目にし、30歳前後とみられる成年男性が、平日の昼下

がりに、7月の都心で長袖、長靴を着用し、重そうな大きめの荷物を背負い、帽子を目深にかぶり、うつむいて下を向きながら繁華街の方向に歩いて行く様子に不審なところがあると判断し、危険物ないし禁制品を所持するなど何らかの犯罪にかかわるものではないか確認するために、走行していた本件パトカーを停車させて下車し、控訴人に声を掛けることにしたものであると認められる。そうすると、井上巡查部長らが本件歩道上で控訴人に声を掛け、本件リュックの中身を見せてほしいと要請したことは、犯罪予防を目的とした警ら活動の一環として、必要性・相当性が認められる行為であるといえる。そして、控訴人と井上巡查部長らはその後10分間程度その場でやり取りをしているが、その間、控訴人は、本件リュックの中身を見せてほしいとの井上巡查部長らの要請に応じなかったものの、一切協力しないと決めていたわけではなく、事情によっては自発的に本件リュックの中身を見せてもよいと考えて、井上巡查部長らに対し、そのような要請をする法的根拠等を問い質し、井上巡查部長らの回答に対する自己の見解を述べるなどしていたのであり、このような事情に照らすと、この間の井上巡查部長らの行為の態様は、特段の根拠規定がなくとも相当と認められる限度を超えるものではなかったといえる。

なお、証拠（甲1、8、11、14、乙3、4の1～6、乙5）によれば、平成29年7月当時、本件歩道の車道寄りの部分には植栽や路線バスの標識柱があつて、本件歩道と車道との間の見通しの妨げとなっていたものの、植栽等により見通しが遮られていない位置において、晴海通りの第一車線を走行していた本件パトカーの車中から本件歩道を歩行する控訴人の姿を目にすることは可能であったと認められるし、その姿を目にしたからこそ、井上巡查部長らは本件パトカーを停車させて下車し、控訴人に声を掛けることにしたものと解されるから、上記のような控訴人の姿を目にして、控訴人の様子に不審なところがあると思つて、控訴人に職務質問を

した旨の井上巡査部長の証言は信用することができる。もっとも、証人井上は、控訴人が、本件パトカーを見るなり、顔を下方に向けて足早に歩き始め、また、警察官の声掛けに対して、手を小刻みに震わせながら職務質問を拒否した旨供述するが、控訴人はこれらの事実を否定するところ、控訴人は本件パトカーとすれ違った直後に本件歩道上の自動販売機前で立ち止まり飲料を購入しており、本件パトカーから急いで遠ざかろうとしていたようにはうかがわれぬし、控訴人に殊更に警察官との接触を回避しなければならないような事情や、警察官に応答する際に手が小刻みに震えてしまうような事情があったことは証拠上うかがわれず、証人井上の上記供述を裏付ける客観的証拠もないから、証人井上の上記供述から直ちにそのとおりの事実があったと認めることはできない。そして、前記のとおり証拠上認定することができる事実関係の下では、井上巡査部長が控訴人に対して声を掛け、その場で10分間程度会話していた段階において、控訴人について、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由」があったとは認められない。しかし、この段階における井上巡査部長らの行為の態様は、特段の根拠規定がなくとも相当と認められる限度を超えるものではなかったことは前記のとおりである。したがって、この段階における井上巡査部長らの行為が国家賠償法上違法であるとはいえない。

(3) その後、井上巡査部長らは、控訴人が突然その場から立ち去ろうとしたのに対し、控訴人の前方に回り込んだり、控訴人の肩に手を触れたりして、控訴人を停止させて、控訴人に対する職務質問を継続し、結局、当初の声掛けから本件職務質問の終了までに1時間20分程度を要しているが、このような形で井上巡査部長らが控訴人を停止させることとなったのは、控訴人が、突然、一方的に会話を打ち切って、面前に立っていた警察官の前に出て立ち去ろうとしたり、これを制止されると本件歩道脇で営業中の店

内に入ること警察官らの制止を振り切ろうとしたり、警察官らのいない方向に急に走り出したりしたためであり、控訴人がこのような行動をとったことは「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由」に当たるといえる。そして、本件職務質問の継続中に井上巡査部長らが控訴人に対して行った有形力の行使は、控訴人の肩や背中に手を触れて、控訴人を停止させたり、路上から路外への移動を促したりする程度にとどまり、本件職務質問を終了するまでに当初の声掛けから1時間20分もの時間を要しているものの、その間には控訴人が井上巡査部長らに対し職務質問を行う法的根拠等を問い質したり、自己の見解を述べたりして議論に及んでいた時間も含まれ、井上巡査部長らの対応は控訴人の自由を過度に制約するような態様ではなかったといえる。したがって、この間の井上巡査部長らの行為は、警職法2条1項に基づき適法といえる範囲内のものであったと認められ、国家賠償法上違法とはいえない。」

(5) 原判決13頁23行目の「原告が」から26行目の「行われた」までを「井上巡査部長らが行った本件職務質問に違法なところはなく、」に改め、14頁1行目の「井上巡査部長らが、」の次に「適法な職務質問に付随して行ったもので、その態様も、」を加え、5行目の「警職法上の」を「職務執行に付随して行われる」に改める。

3 以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官


定 縁

誠

裁判官

谷口園恵 

裁判官

倉澤守春 

これは正本である。

令和元年11月14日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 田中恵美

